

枚方市条例第 16 号

枚方市手数料条例及び枚方市印鑑条例の一部を改正する条例

(枚方市手数料条例の一部改正)

第1条 枚方市手数料条例(昭和13年枚方市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項の表1の項中「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備」を加え、同表備考中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「いい」の次に「、「移動端末設備」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい」を加え、別表第1の3の項の表2の項中「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備」を加え、同表備考1中「いい」の次に「、「移動端末設備」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい」を加え、別表第1の6の項の表1の項及び2の項中「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備」を加え、同表備考中「いい」の次に「、「移動端末設備」とは電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録をされた電気通信事業法第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい」を加える。

(枚方市印鑑条例の一部改正)

第2条 枚方市印鑑条例(昭和48年枚方市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める物を利用して市の電子計算組織と通信回線で結合された市以外の者が設置する端末機を通じて印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下この号において「個人番号カード」という。)に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。次号において「公的個人認証法」という。)第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録を受けた者 当該個人番号カード

(2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(以下この号において「移動端末設備」という。)に公的個人認証法第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録を行った者 当該移動端末設備

附 則 [令和5年3月20日公布]

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37

号) 第49条の規定の施行の日から施行する。